

ばい煙発生施設設置者のみなさまへ

令和5年4月 山口県環境生活部環境政策課

ボイラーの規模要件に関する改正について

「大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令」が令和4年10月1日に施行され、ボイラーの規模要件が改正されました。

改正の内容と留意事項については、以下のとおりです。

改正の内容

- (1)「伝熱面積」の規模要件を撤廃
- (2)「バーナーの燃料の燃焼能力」から「燃料の燃焼能力」に改正
(バーナーの有無にかかわらず、公平な規制にするため)

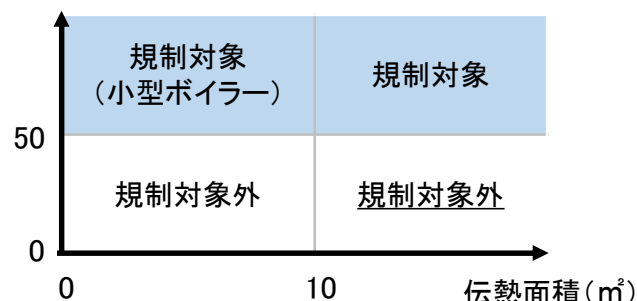
大気汚染防止法施行令 別表第1 第1の項ボイラー

改正前	改正後
環境省令で定めるところにより算定した伝熱面積が10平方メートル以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上であること	燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上であること

バーナーの燃料の燃焼能力(L/h)



燃料の燃焼能力(L/h)



留意事項

- ・「伝熱面積が10平方メートル以上」で「燃料の燃焼能力が重油換算で1時間当たり50リットル未満」のボイラーは、ばい煙発生施設ではなくなり、規制対象外になりました。
- ・規制対象外となったボイラーについては、ばい煙発生施設等実態調査の調査票Bの**廃止予定年月欄に2209**と記載くださるようお願いいたします。
- ・また、当該施設は、今年度(令和4年度実績)までが調査の対象で、令和6年度(令和5年度実績)からは調査対象外となります。
- ・なお、規制対象外となったボイラーについては、大気汚染防止法に基づく使用廃止届出書の提出等の手続きは不要です。